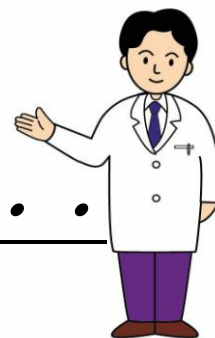


## 内科通信 No.3



### 診断的治療と経過観察について・・・

今回は「診断的治療」についてのお話です。

「診断的治療」、聞きなれない言葉だと思う方もいらっしゃるでしょう。これは、「病気の診断の検討をし、それに対する治療をしながら経過を観察し、その治療で効果がみられたら、やはりその診断が正当であったとする診断・治療の方法」のことです。

「なんだ、そんないい加減なことがあるのか」なんて思わないでください。特に発熱や腹痛など急性の症状は、診察や検査でも簡単に診断がつかないものが少なくないのです。確定診断に至らない、でも患者様に症状による苦痛がある、といった場合には、きっとこのような病気だろうと考えてお薬や注射を処方するのです。それが適切であることもあれば、残念ながらはずれている場合もあります。ですから、多くの場合外来診療では、急性の症状に対しては数日分しかお薬をだしません。つまり、診断的治療をした後、お薬の効果がみられないなども起こりうるため、経過を観察して、改善の兆しが見られないようなら、早めに再受診することが大切である、ということなのです。

「良くならなかつたら、また来てくださいね。」といわれるのは、こういうことなのです。ぜひ覚えておいてくださいね。

